

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置について

1月14日（木曜日）0時から2月7日（日曜日）24時までの期間、緊急事態措置について決定されました。

今回は昨年のように「一斉に活動を禁止する」という措置ではございません。ただし、特措法45条1項に基づき、昼夜を問わず、不要不急の外出・移動の自粛を特に20時以降は徹底する。

引き続き、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底をすることを基本とし、サッカーファミリーだけでなく全ての人々の安全、生活が確保されることが大前提となることを我々は十分に理解しなければなりません。

しかしながら、**生命の安全 = サッカー活動をすべて禁止する**となると、生活の確保、健全な心身状態の維持に不具合をきたすことは前回の「緊急事態宣言発出」において、多くの方が経験されたことだと思います。

今回の「緊急事態宣言発出」においては、国、自治体、教育機関の情報を十分に考慮し、今までの「コロナ禍」における安全を確保しながらのサッカー活動の経験をフルに生かしつつ、サッカー活動の稼働率を多少低下させることになったとしても、前進したいと思います。

JFA 展開資料（12月15日現在）を添付いたしますので、改めて確認をお願いいたします。

●各種チェックリストデータ（チーム・指導者／競技会／講習会／チーム／審判／施設管理／健康チェック）

●JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第8版）

※JFA より最新版を作成中とのことです。このガイドラインは**参考資料**です。

今までおろそかになっていた「新型コロナウイルス感染対策」がございましたら、改めて取り組みなおすように周知徹底をお願いいたします。

例：サッカー活動における密を避けるための方策として、無観客を徹底する。

2021年1月15日

公益社団法人福岡県サッカー協会
会長 井上辰馬